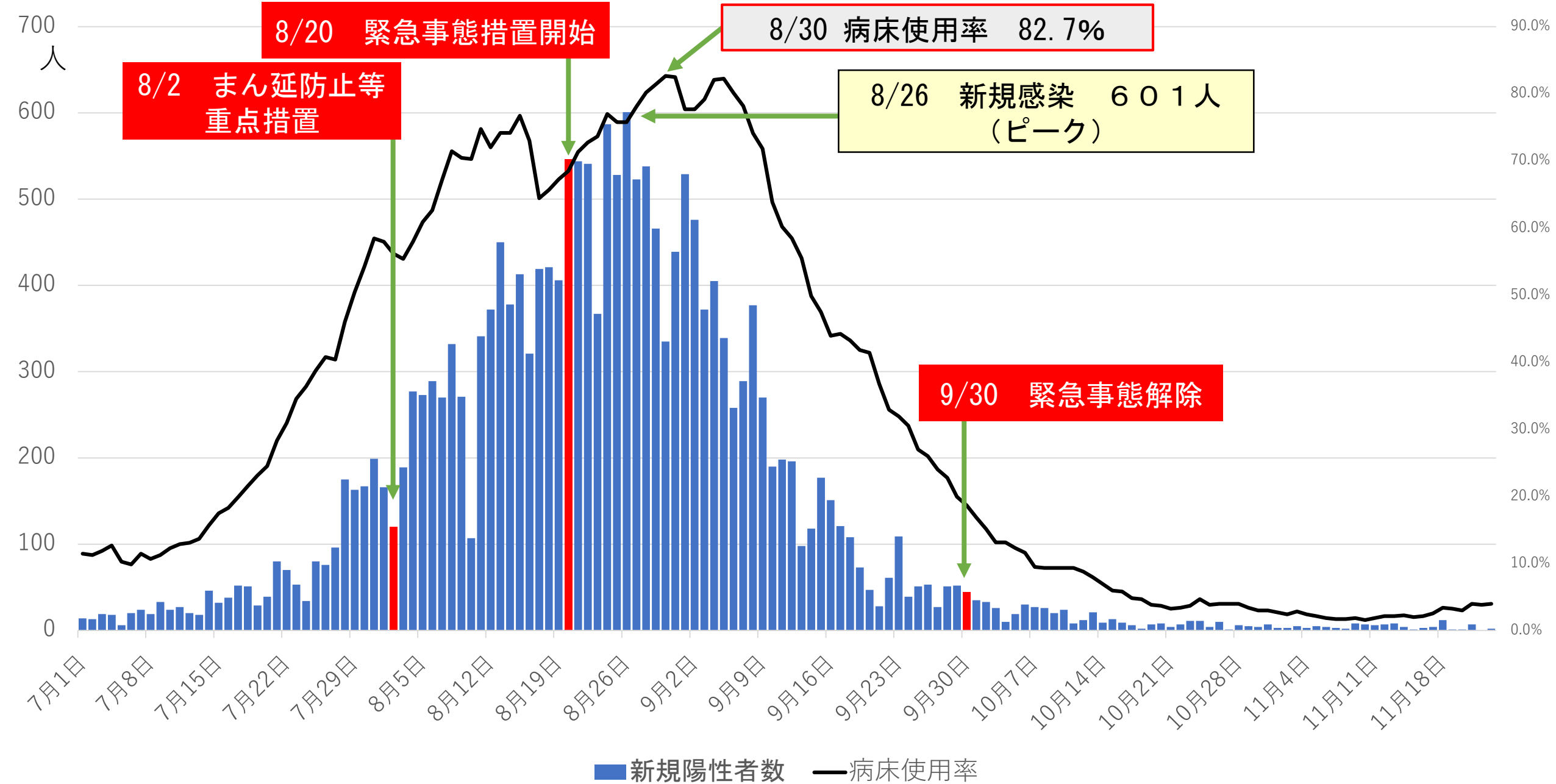




新たな日常を続ける先に
～With コロナ スタイル～

令和3年11月25日 京都府知事 西脇 隆俊

感染状況等



警戒を怠らず
次の感染期へ備えます

新たなレベル分類による対策イメージ

レベル	レベル判断の目安	保健所体制	入院医療体制	制限・措置
0				感染防止対策を徹底 イベント開催制限 飲食店制限なし
1 維持				
2 警戒強化	2週間後に必要とされる病床数が確保病床の30%を上回ると見込まれる場合（概ね病床使用率が15%を超えた場合）に総合的に判断 ※	<p>応援職員の要請</p> <p>↓</p> <p>応援職員200人規模</p> <p>↓</p> <p>順次拡大</p> <p>↓</p> <p>応援職員500人規模</p>	<p>病床拡充の要請／入院待機ステーション拡充準備</p> <p>↓</p> <p>確保病床(855床)全床稼働</p>	<p>行動制限</p> <p>まん延防止等重点措置</p> <p>緊急事態措置</p> <p>ワクチン検査パッケージ、第3者認証で緩和</p>
3 対策強化	3週間後に必要とされる病床数が確保病床数に到達した場合又は病床使用率や重症病床使用率が50%を超えた場合に総合的に判断 ※			
4	※新規陽性者数や前週比その他の指標、近隣府県の状況も踏まえ総合的に判断			

保健所の体制・機能を強化

① 保健所圏域毎の新規陽性者の発生状況に応じて応援職員を順次配備

基準（新規陽性者数）

人口10万人あたり
15人／週（保健所圏域毎）

第5波の最大の1.2倍

応援職員数

※職員を指定し
事前研修を実施

現状

200人規模

500人規模

応援要請タイミング

即日

基準の5割程度

② 医療機関と連携した健康観察・診療体制の構築

電話診療・訪問診療を実施する医療機関

132箇所



さらに拡充

入院医療体制を強化

陽性者の方が適時適確に療養できる体制の構築

	9月10日
病院数	45病院
病床数	708 床
▶重症病床	161 床
うち高度重症病床	50 床
▶中等症病床	432 床
▶軽症・無症状病床	115 床
入院待機ステーション (臨時の医療施設)	30 床
合計	738 床



確保状況 (11/30見込み)	
確保病床	即応病床
48病院	48病院
745 床	639 床
171 床	154 床
51 床	49 床
461 床	385 床
113 床	100 床
110 床	30 床
855 床	669 床

中和抗体薬投与等も実施

検査・診療の体制を強化

早期発見・早期対応できる検査・診療体制の構築

発熱等症状がある方が安心して医療機関を受診できるよう
公表に同意いただいた医療機関をホームページで公表

公表医療機関数 **504** (11月19日現在)

京都市域	293
山城地域	133
南丹地域	16
中丹地域	36
丹後地域	26

診療・検査医療機関について

- 京都府では発熱症状などがある場合に受診・検査できる医療機関を「診療・検査医療機関」として指定しています。
- 掲載されている医療機関以外にも「診療・検査医療機関」はありますので、まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話でご相談ください。
- 受診の際には、必ず事前に電話連絡の上、医療機関の指示に従って受診してください。
- 新型コロナウイルス感染症等の検査は医師が必要と認めた場合に実施されます。

地域	市町村
京都市域一覧 (PDF: 1,064KB)	京都市
山城地域一覧 (PDF: 736KB)	向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹地域一覧 (PDF: 361KB)	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹地域一覧 (PDF: 371KB)	福知山市、舞鶴市、綾部市
丹後地域一覧 (PDF: 319KB)	宮津市、京丹後市、伊根町、与野町

新型コロナウイルス感染症の治療や療養終了後も症状が長く続く方などの後遺症相談窓口

【開設済】 ☎ **075-414-5338**

年中無休24時間対応

ワクチン3回目接種を円滑に実施

2回接種完了から原則8ヶ月後に接種開始

(※「6ヶ月」は感染拡大時等に国が認めた場合に限った例外的取扱)

※2回接種完了府民＝約187万人（11/23時点）、うち来年3月末までの接種対象府民約87万人

接種ワクチン	ファイザー	モデルナ	合計
3月までの対象者の接種実績	約82万人 (94%)	約5万人 (6%)	約87万人
12月～3月の国からの配分予定	51.4万人分 (58%)	36.8万人分 (42%)	88.2万人分

⇒ 交互接種（1・2回目接種と異なるワクチンの接種）を前提とした接種体制を調整

接種体制の整備

- 市町村でのモデルナ接種体制の構築
- 医療従事者派遣等、市町村の接種体制を支援
- 京都府ワクチン接種会場の設置：市町村接種を補完し、接種機会を広域的に確保
- ・あわせて、府接種会場（1・2回目接種）を12月以降も継続し、未接種府民の接種機会を確保

無症状の方が簡単に検査を受けられるように

	民間事業者の自主的取組	ワクチン・検査パッケージ制度	全ての無症状者の検査無料化
概要	民間事業者が自主的に、サービスの提供を行う際に利用者にワクチン接種歴又は陰性検査結果のいずれかを確認する取組	法第24条第9項等に基づく行動制限の要請下で、飲食店、イベント等においてワクチン接種歴又は陰性検査結果のいずれかを確認することにより制限を緩和	感染拡大傾向にある場合に法第24条第9項に基づき、知事が「感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けること」を要請したことを受けての検査
対象	健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方が対象	健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方が対象	感染に不安を感じる無症状の方が対象

※国の取り扱い決定後変更の可能性有

警戒を続けながら
社会経済活動を進めるために

感染リスクが少ない「新たな日常」を継続しましょう

- ① 基本的な感染防止対策を続けて
- ② 体調不良を感じたら、ためらわず医療機関に相談を
- ③ 外出は感染リスクを避けて慎重に行動を
- ④ 飲食機会での感染リスクを減らして
- ⑤ ワクチン接種を希望する方は、積極的に接種を

事業者の皆さまも「感染防止対策の徹底継続」を

① 店舗や事業所等における感染防止対策

① 引き続き、感染防止のための業種別ガイドライン遵守を

(法第24条第9項による要請です)

② テレワーク、時差出勤など人との接触低減を

③ 食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等での
感染防止対策の徹底を

④ 飲食店等を営まれている方は[府認証制度]に参加を

事業者の皆さまも「感染防止対策の徹底継続」を

② 催物・イベント等の開催における感染防止対策

(法第24条第9項による要請です)

本日11月25日から当面の間（感染状況に応じて見直す場合がある。）

	人数上限	収容率
感染防止安全計画を策定 5000人超かつ収容率50%超を対象	収容定員まで	大声での歓声等がない場合：100%
上記以外 チェックリスト作成、HP等で公表	5000人または収容定員の50% のいずれか大きい方	大声での歓声等が想定される場合：50%

全国的な移動を伴うイベントや1000人を超えるイベントにおける京都府相談窓口への事前相談は不要に。
詳細は京都府ホームページでご確認ください。